

10月は里親月間

里親制度を知っていますか？

保護者の病気や養育困難、または保護者がいないなど、さまざまな事情で保護者と一緒に暮らすことができない子どもを自分の家庭に迎え入れ、温かい愛情をもって養育する人を「里親」といいます。

問い合わせ こども家庭センター ☎229-3284 ☎229-3451



里親の種類

養育里親

子どもが保護者と生活ができるようになるまで、または自立して生活できるようになるまで(原則18歳まで)養育する里親です。養育期間は1カ月未満の場合もあれば、数年間の場合もあります。

専門里親

虐待を受けた子ども、非行傾向のある子ども、障がいのある子どもなど、特に専門的な支援が必要な子どもを養育する里親です。

養子縁組里親

養子縁組によって子どもの養親となることを希望する里親で、養子縁組が成立するまで里親として養育します。

親族里親

保護者の死亡や行方不明などにより、子どもを養育できなくなった場合に、子どもの扶養義務者である親族(祖父母など)が里親として養育します。



里親になるまでの流れ

① 相談

お住まいの地域の児童相談所(津市は中勢児童相談所 ☎231-5666)にご相談ください。里親制度について説明します。

② 研修

里親制度などに関する研修(座学3日間または4日間)を受講します。研修は一部免除される場合があります。

③ 調査・申し込み

児童相談所の担当職員が家庭訪問し、家庭環境、経済状況、健康状態などに関する調査を行います。その後、要件を確認した上で、里親認定申請書を提出していただきます。

④ 施設実習

県内の乳児院または児童養護施設での実習(2日間)を受講します。

⑤ 審査・登録

県社会福祉審議会での審査を経て里親として認定されると、里親名簿に登録されます。
※里親登録後、児童相談所が子どもの条件や里親の状況などを考慮し、子どもにとって最適な環境と里親家庭を選びます。



里親説明会、里親出前講座

里親制度を広く知ってもらうため、県内各地で里親説明会や里親出前講座が開催されています。里親説明会では、実際に里親として子どもたちと暮らしている人からお話を聞くこともできます。また、里親出前講座は、地域の会合や会社の研修会な



ど少人数でも無料で開催できます。

里親説明会のスケジュールや里親出前講座について、詳しくは県ホームページをご覧ください。里親月間をきっかけに里親制度について学んでみませんか。

問い合わせ 同課 ☎224-2760)



県ホームページ